

令和4年度
事業計画書

公益財団法人東京都環境公社
令和4年3月

《目 次》

《 事 業 計 画 書 》

I	事業運営方針.....	3
II	事業計画.....	6
	1 環境調査研究事業.....	6
	2 広報普及等事業.....	9
	3 地球温暖化防止活動事業.....	11
	4 自然環境の保全等事業.....	23
	5 資源の循環利用に関する事業.....	26
	6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業.....	29
	7 公益目的事業の推進に資する事業.....	33
III	予算概要.....	34
	1 事業別収支の概要.....	34
	2 正味財産増減の概要.....	35
IV	会社の機関.....	36
	1 理事会.....	36
	2 評議員会.....	36
	3 監事.....	36
	4 会計監査人.....	36
	5 理事会・評議員会の開催予定.....	36
V	会社の組織.....	37
	1 組織図.....	37
	2 職員数.....	38
	<参考>	
	会社の事業所等.....	39

I 事業運営方針

気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年CO2排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めている。また、長期に渡る新型コロナとの戦いでは、デジタル社会の実装などポストコロナに向けて行動を加速させている。

こうした中、東京都は、2050年「ゼロエミッション東京」へのマイルストーンとなる、2030年カーボンハーフの実現に向けて、サステナブル・リカバリーの視点で脱炭素化の取組を推し進めるとともに、東京2020大会のレガシーを踏まえた包摂的な社会の実現など、持続可能な都市・東京の実現に向け、あらゆる施策のバージョンアップを図っている。

当会社においても、ゼロエミッション東京の実現に貢献すべく、その基調となる戦略・取組を示した「2030年に向けた公社アクションプラン」、公社における持続可能性を追求する取組「サステナビリティ・チャレンジ」を策定し、環境分野のフロントランナーとして役割と責任を果たしていく決意を新たにしたところである。

令和4年度は、2030年に向けて極めて重要な岐路になるとの認識の下、その事業運営にあたっては、これらの戦略にスピード感をもって取り組み、取組の中で生じた課題に的確に対応し実効性を高めるなど、公社が展望する持続可能な社会の実現に向けてしっかりと道筋をつけていく。

とりわけ、資源の循環利用の促進にむけては、廃プラスチックや食品ロスなどの先進的な取組を社会に展開するなどサーキュラーエコノミーへの移行を推進するとともに、コロナ禍における円滑な事業継続に加え、社会基盤としての廃棄物処理機能の持続的な確保など、今後注力すべき課題等に的確に応える組織体制を整備し、新たな役割を確実に果たしていく。さらに、気候変動適応の推進にむけても、都内自治体や都民等のニーズを的確に捉えた情報発信、助言に組み込み、都内における気候変動適応の推進拠点として、真に必要とされる存在を目指していく。

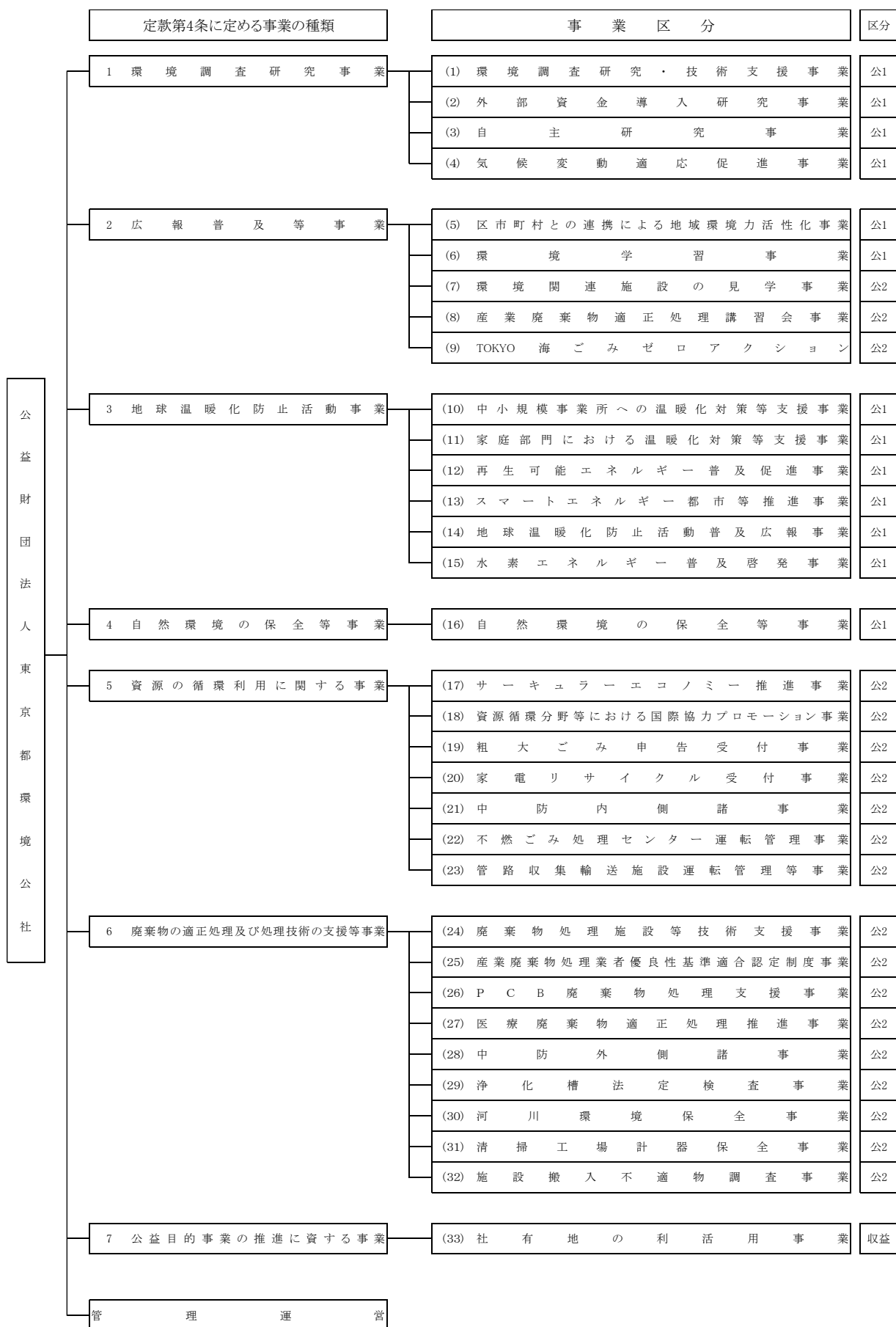
公社事業を通じて脱炭素社会の構築に寄与するため、都民・事業者それぞれが、幅広く環境配慮行動を日常のものと意識するよう、エネルギー、資源循環や自然環境など各事業分野のリソース・コンテンツを最大限活かすとともに、様々な主体との連携・協働しながら訴求力の高いアプローチを展開するなど、全社を挙げて取り組んでいく。

【新規事業等主な取組事項】

- (1) 環境調査研究事業では、本年1月に設置した東京都気候変動適応センターにおいて都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。

- (2) 水素エネルギー普及啓発事業では、水素情報館「東京スイソミル」において、水素社会をより身近に感じることができる情報発信拠点として、東京 2020 大会での水素の活用事例を大会レガシーとして展示するほか、オンラインツールを積極的に活用したイベント開催など普及啓発の取組強化を図るとともに、都内空白地への水素ステーション整備による需要喚起効果の実証を目的として、東京都と連携し、移動式水素ステーションによる充填や効果的な PR 等を通じた普及啓発事業を新たに実施する。
- (3) 地球温暖化防止活動事業では、ZEV の導入促進事業の拡充のほか、災害にも強く健康に資する断熱・太陽光住宅の普及拡大事業など、新たに 4 件の助成事業を開始するとともに、電子申請システムの導入促進による審査業務の効率化など助成金事業の利便性向上を図る。
- ▶ ZEV 導入促進事業（拡充）
 - ▶ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（新規）
 - ▶ 都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（新規）
 - ▶ ZEV トラック早期実装化事業（新規）
 - ▶ 低公害・低燃費車普及促進事業（新規）
- (4) 自然環境の保全等事業では、東京都が認定する「保全地域サポーター」を対象として、ボランティア活動機会の提供など活動団体の支援のほか、保全地域の生物多様性の拠点としての価値・魅力向上に向けて、必要となる取組など各保全地域の特徴を踏まえたコーディネート業務を実施するとともに、保全地域におけるアライグマ捕獲等調査など保全地域の維持管理に向けた新たな課題に対応していく。
- (5) 資源循環分野における新たな取組として、既存の環境事業部と環境技術部の組織改正を行い、持続可能な消費・生産などサーキュラーエコノミーへの移行に向けて資源の循環利用を促進するとともに、社会基盤を支える廃棄物処理機能の維持に向けて実施体制の強化を図る。
- (6) 新たに設置する東京サーキュラーエコノミー推進センターでは、サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組等、都民・事業者が主体的に実践行動に取り組むための具体的な方策や手段等の情報発信を行う。
- また、都内自治体や民間事業者等多様な主体と連携して地域密着型サーキュラー型ビジネスの創出に向けたモデル事業等を実施する。
- (7) 電子決裁システムの本格導入などデジタル技術の積極的な活用により、ペーパーレスやはんこレスの推進を図り、仕事の枠組みや進め方などの抜本的な業務改善に繋げていく。
- (8) 公社の有するノウハウや既存の事業・体制を活かし、事業を通じた社会課題の解決や経営基盤の強化に繋げるなど、公社独自の取組を推進し、SDGs への貢献を果たしていく。

【事業体系図】



II 事業計画

1 環境調査研究事業（定款第4条第1項第1号）

（1）環境調査研究・技術支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(1)」

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究成果は研究発表会等により広く都民等へ知見の提供を行う。

① 調査研究

東京都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。

調査研究	期間
複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査研究	令和4年度～令和6年度
都市ごみ飛灰の循環利用に関する研究	令和3年度～令和4年度
バイオマスプラスチックの併用や転換による環境負荷低減の検証に関する研究	令和3年度～令和4年度
自動車環境対策の総合的な取組に関する研究	令和3年度～令和5年度
微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究	令和2年度～令和4年度
高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究	令和4年度～令和6年度
有害化学物質の分析法・環境実態の解明及びリスク対策に関する研究	令和2年度～令和4年度
東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究	令和4年度～令和8年度
都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究	令和3年度～令和5年度
東京における地下水の実態把握に関する研究	令和4年度～令和6年度
グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究	令和4年度～令和6年度

② 環境技術支援等

東京都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

環境技術支援等	
	自動車排出ガス測定体制の整備
	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
	自然由来土の合理的な活用促進に関する技術支援
	分析精度管理等
	分析の精度管理等
	低沸点炭化水素類の測定及び VOC 簡易測定機による測定結果のクロスチェック
	光化学オキシダント自動測定の精度管理
	都及び区市町村の職員への技術支援
	国際環境協力に関する技術支援
	環境汚染事故発生時等における緊急的対応

③ 特別研究（事業期間：令和3年度～令和5年度）

水素蓄電エネルギーマネジメントの役割を実証していくため、都内の建築物への水素蓄電エネルギーマネジメントによる再エネ 100%導入を目指したモデル作成等の取組を実施する。

(2) 外部資金導入研究事業 「事業番号(2)」

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

区分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
外部資金導入研究	8件	8件	12件

(3) 自主研究事業 「事業番号(3)」

① 萌芽研究・先行的研究

会社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。

区分		令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
萌芽研究	重要性が顕在化していない環境テーマについて独創的なアイデアにより知見を集積する研究	3件	3件	3件
先行的研究	重要性が高いものの、研究受託に至っていない課題について先行的に行う研究	7件	8件	8件

② 持続可能かつレジリエントな都市構築に資する気候変動対策に関する研究（プロジェクト研究）

気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、資源循環分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に都の環境施策に貢献していく研究を実施する。

（４）気候変動適応促進事業 「事業番号(4)」

都内における気候変動適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法及び東京都気候変動適応計画に基づき、他の研究機関等と連携による知見も含め、気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、東京都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信する。

区分	令和４年度計画
（仮称）東京都気候変動適応センターニュース発行	年２回以上
PRイベント	年１回以上
活動事例紹介セミナー開催	年２回
他の研究機関との連携	３件※

※令和３年度から令和５年度までの累計計画件数

2 広報普及等事業（定款第4条第1項第2号）

（1）区市町村との連携による地域環境力活性化事業 「事業番号(5)」

東京の広域的環境問題への対応や、東京の地域特性を活かした魅力ある環境の創出を図ることを目的として、東京都と連携し、地域の実情に即した取組を実施する区市町村に対し、補助を実施する。

（事業期間：平成26年度～令和5年度）

（10年間で基金50億円）

【主な補助対象事業】

分野	事業
【広域的環境課題対策分野】 広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大	災害廃棄物処理計画の策定促進事業
	食品ロス・リサイクル対策の推進事業
	外来種の積極的防除事業 他 12 事業
【地域環境創出分野】 地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進	地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業
	樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業
	花と緑で潤う緑化推進事業 他 6 事業
【先駆的取組推進分野】 将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進	ゼロエミッション東京の実現に向けた計画策定促進事業
	地域気候変動適応計画の策定促進事業
	環境学習推進事業 他 5 事業

（2）環境学習事業 「事業番号(6)」

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「小学校教員向け環境教育研修会」や「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。また、都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作・配信する。

さらに、教育機関と連携して、食品ロス削減に向けた出前授業など都内小学校に展開するとともに、エネルギーや資源循環分野などの新たな環境学習コンテンツの制作を行う。

区分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
小学校教員向け環境教育研修会	5回	5回	動画作成4本 オンライン開催2回
都民を対象としたテーマ別環境学習講座	4回	4回	動画作成2本 オンライン開催3回
環境学習動画の制作及び配信	2本	2本	—

（3）環境関連施設の見学事業 「事業番号(7)」

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
中防埋立処分場見学会内	1,200 件	800 件	382 件
スーパーエコタウン事業施設見学会	11 回	11 回	0 回
海と陸からの見学会	8 回	8 回	0 回
清掃工場・埋立処分場見学会	8 回	8 回	0 回
食品ロスを考えるワークショップ	3 回	3 回	0 回

(4) 産業廃棄物適正処理講習会事業 「事業番号(8)」

① 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都廃棄物条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象として、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的として、産業廃棄物管理責任者講習会を実施する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
産業廃棄物管理責任者講習会	6 回	4 回	4 回

② 産業廃棄物処理業者向け講習会（東京都受託事業）

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正処理、法令遵守はもとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的として、産業廃棄物処理業者向け講習会を実施する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
産業廃棄物処理業者向け講習会	5 回	6 回	4 回

③ 産業廃棄物処理業者・排出事業者合同セミナー

資源の循環利用や廃棄物の適正処理を推進するために、不可欠となる産業廃棄物処理業者と排出事業者の有効なパートナーシップを構築することを目的として、合同セミナーを実施する。

④ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的として、業界の新入社員を対象に、スタートアップ研修会を実施する。

(5) TOKYO 海ごみゼロアクション 「事業番号(9)」

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO 等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO 海ごみゼロアクション」を実施する。

区 分	令和 4 年度計画
清掃体験プログラムイベントの実施等	3 回

3 地球温暖化防止活動事業（定款第4条第1項第3号）

（1）中小規模事業所への温暖化対策等支援事業 「事業番号(10)」

① 中小規模事業所への省エネ推進事業（東京都受託事業）

ア 省エネルギー診断

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネ対策を提案する。また、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
省エネルギー診断	400件	400件	293件
運用改善支援	100件	100件	103件

イ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等のあらゆる機会を使って、温暖化対策に取り組む事業者に対し情報提供を行う。

ウ 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行う。

また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行う。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
地球温暖化対策報告書制度立入調査	50件	50件	8件

エ 区市町村及び業界団体との連携

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネ対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント等での支援策の紹介、個別相談等を実施する。

また、業種の特徴を踏まえ、具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
中小規模事業所対策推進研修会	40件	40件	10件
業種別テキスト作成	1業種	1業種	1業種
出張相談会	10件	10件	8件

② 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業（東京都受託事業）

経営支援団体と連携し、中小規模事業所に無料で省エネコンサルティングを実施する省エネ対策サポート事業者へ助成を行う。また、省エネコンサルティングに基づき提案された

費用負担が発生する運用改善を実施する中小企業者等へ助成を行い、中小規模事業所の省エネ対策を支援する。

(事業期間：令和元年度～令和4年度「助成金の交付は令和5年度まで」)

区 分	概 要
助成対象者	①省エネ対策サポート事業者 ②中小企業等
助成対象	①経営支援団体から紹介を受けた中小企業者等への省エネコンサルティングに係る経費 ②上記の省エネコンサルティングに基づき実施する運用改善の取組に係る経費の一部

③ グリーンリース普及促進事業（東京都受託事業）

(事業期間：平成28年度～令和6年度)

- 平成30年度をもって申請受付終了。
- 平成29年度～令和2年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。
- 令和6年度まで、提出される実績を基に事業効果の分析を行う。

④ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（東京都受託事業）

換気の確保並びにエネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立させるため、都内で中小規模事業所を所有し、又は使用する中小企業者等に対し、高効率な換気設備と空調設備の導入に要する費用の一部を助成する。

(事業期間：令和3年度～令和4年度「助成金の交付は令和5年度まで」)

区 分	概 要
助成対象者	①都内に中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等 ②上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者
助成対象設備	①換気設備【必須】(更新・増設・新設を対象) ②高効率空調設備(更新のみ対象)
助成額等	①申請受付日が令和3年12月31日までのもの 助成対象経費の1/2(上限額：1,000万円) ②申請受付日が令和4年1月1日から令和4年2月28日までのもの 助成対象経費の2/3(上限額：1,000万円)

(2) 家庭部門における温暖化対策等支援事業 「事業番号(11)」

① 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（東京都受託事業）

東京都と連携している団体とともに、省エネに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を行い、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

② 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都受託事業）

家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高い家電等（エアコン・冷蔵庫・給湯器）への買替に対し、東京ゼロエミポイントを付与する。

（事業期間：令和元年度～令和4年度）「ポイントの付与等は令和5年度まで」

（基金 113 億 6,000 万円）

（3）再生可能エネルギー普及促進事業 「事業番号(12)」

① 再エネ由来電力普及促進モデル事業

東京都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的に、小売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公社施設及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。これにより、電気の需給管理等のノウハウを蓄積し、同様の電気供給を検討する自治体にノウハウ提供を行うとともに再生可能エネルギー由来の電力を率先して選択するモデルを示す。

自治体等のニーズに合った再エネ電力の普及に向けて、公社自らのカーボンニュートラルを目指す取組に資する検討を開始する。

② 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）

都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。

また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かる Web マップ「東京ソーラー屋根台帳」の運営を行う。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
事業者向けセミナー等	1回	1回	1回
都民向けセミナー等			
TOKYO 太陽エネルギーフェア	5回	5回	0回

③ 家庭における熱の有効利用促進事業（東京都受託事業）

既存住宅の窓、玄関ドアの改修により断熱性能を高めるとともに、太陽熱利用機器等の導入を促進することで、家庭のエネルギー消費量削減を推進する。

（事業期間：令和2年度～令和3年度「助成金の交付は令和4年度まで」）

（2年間で基金 21 億 4,525 万円）

- 令和3年度をもって申請受付終了。
- 令和4年度は、令和3年度までに申請受付をした対象者に助成金の交付を行う。

④ 地産地消型再エネ増強プロジェクト（東京都受託事業）

民間事業者及び区市町村が都内に導入する地産地消型再生可能エネルギー設備の設置に係る経費を助成することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

（事業期間：令和2年度～令和5年度「助成金の交付は令和6年度まで」）

(令和4年度までの基金 21 億 8,290 万円)

区 分	概 要
助成対象事業者	都内に地産地消型の再エネ発電等設備、再エネ熱利用設備を設置する事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、都内区市町村等）
助成対象設備	①再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等） ②再エネ熱利用設備（太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用等）
助成金額	① 中小企業、都内区市町村等： 助成対象経費の3分の2以内（助成上限額：1億円） ② その他： 助成対象経費の2分の1以内（助成上限額：7,500万円）

⑤ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業（東京都受託事業）

（事業期間：令和元年度～令和3年度「助成金の交付は令和4年度まで」）

（3年間で基金 14 億円）

- 令和3年度をもって初期費用ゼロサービスの登録申請の受付終了。
- 令和4年度は、交付申請の受付及び助成金の交付を行う。

⑥ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業（東京都受託事業）

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を新築する方に対して、その経費の一部を助成する。なお、令和4年度については、事業規模を拡充し、実施する。

（事業期間：令和元年度～令和3年度「助成金の交付は令和5年度まで」）

（3年間で基金 81 億 2220 万円）

- 現制度は、令和3年度をもって申請受付終了。
- 令和4年度及び令和5年度は、令和3年度までに申請受付をした対象者に助成金の交付を行う。

⑦ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（東京都受託事業）

都内の再生可能エネルギー利用拡大を図るため、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3年度～令和5年度「助成金の交付は令和6年度まで」）

（令和4年度までの基金 12 億 1,500 万円）

区 分	概 要
助成対象事業者	民間事業者 （民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等）
助成対象設備	再エネ発電設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）
助成金額	助成対象経費の2分の1以内（助成上限額：2億円）

⑧ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

(東京都受託事業) <新規>

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池等に対して、当該設備の設置に要する経費の一部を補助するとともに、併せて太陽光発電設備を設置する場合に上乗せして補助する。

⑨ 都有施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業

(東京都受託事業) <新規>

島しょ地域の公共施設、事業所、住宅に太陽光発電設備、蓄電池を設置する方に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を補助する。

(4) スマートエネルギー都市等推進事業 「事業番号(13)」

① スマートエネルギーエリア形成推進事業 (東京都受託事業)

(事業期間：平成 27 年度～令和元年度「助成金の交付は令和 3 年度まで (※)」)

(5 年間で基金 55 億円)

- 令和元年度をもって申請受付終了。
- 令和 4 年度は、令和元年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の事情により、工事が遅延した案件については、助成金の交付期限を延期

② スマートエネルギーネットワーク構築事業 (東京都受託事業)

事業所のエネルギー効率向上及び再生エネルギー導入拡大を図るため、コージェネレーションシステム (CGS) や再生可能エネルギー機器を設置し、複数の建物間でのエネルギー融通を行う取組を支援する。

(事業期間：令和 2 年度～令和 6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」)

(令和 3 年度までの基金 12 億円)

区 分	概 要
助成対象者	①都内の建築物において、CGS 及び熱電融通インフラを設置及び接続した事業者 ②熱電融通インフラを新たに設置し、既存の CGS に接続した事業者
助成対象設備	①CGS (ただし、単体での申請は対象外) ②熱電融通インフラ
助成率	①再エネ開発 (※) を行う場合：対象経費の 2 分の 1 以内 ②再エネ開発 (※) を行わない場合：対象経費の 3 分の 1 以内

※ 再エネ開発：設置する再生可能エネルギー機器の発電量が年間 4 万 5 千 kWh 以上、又は熱量 (一次エネルギー換算量) が年間 439.2GJ 以上を見込める設備を導入したことをいう。

③ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（東京都受託事業）

ア 家庭部門

家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した住宅に、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 2 年度～令和 5 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

（4 年間で基金 38 億 972 万円）

区 分	概 要
助成対象者	対象機器の所有者、集合住宅の管理者、住宅供給事業者
助成対象	都内の住宅に設置される家庭用燃料電池（エネファーム） （PEFC・SOFC）
助成率	機器費の 5 分の 1

イ 業務・産業部門

ゼロエミッション東京の実現を目指し、水素エネルギーの普及拡大に向け、省エネ、低炭素化、レジリエンスの向上に資する業務・産業用燃料電池の導入に対して助成を行う。

（事業期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

区 分	概 要
助成対象者	①民間事業者 ②都内の区市町村
助成対象設備	業務・産業用燃料電池
助成率	①定格発電出力が 5kW を超えるもの 助成対象経費の 2/3（上限：3 億 3,300 万円） ②定格発電出力が 1.5 kW を超え 5kW 以下のもの 助成対象経費の 2/3（上限：1,300 万円）

なお、令和 2 年度をもって申請受付を終了した水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業用）については、令和 2 年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。

（事業期間：平成 29 年度～令和 2 年度「助成金の交付は令和 5 年度まで」）

- 東京 2020 大会の延長に伴い、支払期間を令和 5 年度まで延長。

④ 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業（東京都受託事業）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとして期待される再生可能エネルギー由来水素の普及を後押しするとともに、事業所等におけるレジリエンスを高めることを目的として、再生可能エネルギー由来水素活用設備又は純水素型燃料電池の設置に必要な経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

区分	概要
助成対象者	民間事業者 及び 都内の区市町村
助成対象設備	再生可能エネルギー由来水素活用設備 純水素型燃料電池
助成率	再生可能エネルギー由来水素活用設備 助成対象経費の 1/2 以内 純水素型燃料電池 助成対象経費の 2/3 以内

⑤ 自家消費プラン（東京都受託事業）

（事業期間：令和 2 年度～令和 3 年度「助成金の交付は令和 4 年度まで」）

（2 年間で基金 74 億 6,640 円）

- 令和 3 年度をもって申請受付終了。
- 令和 4 年度は、令和 3 年度までに交付申請した対象者に助成金の交付を行う。

⑥ ZEV 導入促進事業（東京都受託事業）

ア ZEV 導入促進事業

ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進を図り、自動車から排出される CO₂ を削減するため、燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 26 年度～令和 5 年度）＊助成対象により事業期間は異なる。

助成対象	助成率等
電気自動車（EV）	45 万円（再エネ導入時 60 万円）
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	45 万円（再エネ導入時 60 万円）
燃料電池自動車（FCV）	110 万円（再エネ導入時 135 万円）
EV バイク	原付一種 18 万円、原付二種 48 万円、原付三輪 48 万円
V2H	1/2（上限 50 万円）
外部給電機器（EV）	導入経費の 1/2（上限 40 万円）
外部給電機器（FCV）	導入経費の 1/2（上限 40 万円）
EV バス	車両本体購入価格の 1/3（上限 1,660 万円）
島しょ ZEV 中古車	車両本体購入価格（上限 30 万円）
カーシェア・レンタカー	車両本体購入価格 （上限 EV・PHV：60 万円 FCV：200 万円）

イ 燃料電池バス導入促進事業

水素社会の早期実現に向けて燃料電池バスの普及を促進するため、車両購入費の補助を実施する。

助成対象	補助額
燃料電池バス	<ul style="list-style-type: none"> ・導入台数に応じた補助 5年以内に5台以上導入する計画書を提出した場合 10台目まで（導入初期）：2,000万円 11台目から（拡大期）：1,000万円 <ul style="list-style-type: none"> ・水素STと連動した補助 バス事業者が営業所等に水素STの整備（誘致）を図り、一般のFCVも受け入れる場合：2,000万円

ウ ZEVトラック早期実装化事業＜新規＞

商用FCモビリティの実装化に向け、FCトラックの導入支援を実施する。



出典：令和4年度（2022年度）東京都予算案の概要

エ 次世代タクシーの導入促進事業

二酸化炭素の削減に寄与するタクシー車両（EV・PHV）に加え、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）のタクシー車両の導入促進を目的に、これらを導入するタクシー事業者等に対し、導入にかかる経費の一部を助成する。

（事業期間：平成28年度～令和4年度）

【次世代タクシー】

区分	概要
助成対象車両	EV・PHVのタクシー車両
助成対象者	一般乗用旅客自動車運送事業者等
助成率	EV タクシー 都補助単独：車両本体価格の1/4（上限100万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の1/2（上限160万円） 国補助併用：車両本体価格の1/4（上限60万円） PHV タクシー 都補助単独：車両本体価格の1/5（上限100万円） 中小規模事業者(※)の場合、車両本体価格の2/5（上限160万円） 国補助併用：車両本体価格の1/5（上限60万円）

【次世代 UD タクシー】

区 分	概 要
助成対象車両	HV・EV・PHV であって国の UD タクシー認定車両又は車いすに乗ったまま乗降できるスロープ、リフトを初年度登録時に装備したタクシー車両
助成対象者	一般乗用旅客自動車運送事業者等
助成率	都補助単独：60 万円 中小規模事業者(※)の場合、100 万円 国補助併用：国補助と併せて 100 万円

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者および個人事業主

オ 低公害・低燃費車普及促進事業<新規>

低公害・低燃費車のハイブリッドバス、ハイブリッドトラック等を導入する中小事業者に対し補助を行う。

（事業期間：令和 4 年度）

助成対象	助成対象者	補助率等
HV バス	一般乗合旅客自動車運送事業者等	通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた 1/2（上限 250 万円） 中小規模事業者（※1） 通常車両との車両本体価格の価格差から国の補助額を除いた満額（上限 250 万円）
HV トラック	一般貨物自動車運送事業を営む中小企業（※2）等	補助対象経費から国補助額及びその他補助額を除いた額の 1/2 （上限 最大積載量 4 トン未満：16.4 万円 最大積載量 4 トン以上：57.1 万円） 中小規模事業者（※1） 補助対象経費から国補助額及びその他補助額を除いた額の満額 （上限 最大積載量 4 トン未満：41.7 万円 最大積載量 4 トン以上：145.2 万円）
CNG トラック	中小企業（※2）等	車両総重量 8 トン超：20 万円 車両総重量 8 トン以下 3.5 トン超：10 万円
HV 塵芥車	中小企業（※2）等	補助対象経費（※3）の 1/2（上限 19.5 万円）

※1 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって使用台数 200 台未満の事業者

※2 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者

※3 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）交付規定に基づき公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）が行う補助金の交付額として算定される額

カ 充電設備導入促進事業

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、充電設備の導入を促進し、利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 30 年度～令和 6 年度)

【充電設備】

区 分	概 要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	設備購入費：本体価格と国補助額の差額（上限額：国補助上限額と同額） 設置工事費： ・急速充電設備：上限 309 万円 ・普通充電設備：上限 81 万円 超急速充電設備【新設】：補助額 1,000 万円（標準額）

【太陽光発電システム(V2H と同時に設置する場合に限る)】

区 分	概 要
助成対象施設	集合住宅
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限 1,000 万円（ただし、太陽光発電システムに係る経費は太陽電池出力 1kW あたり上限 30 万円。蓄電池に係る経費は蓄電池 1kWh 当たり上限 20 万円）

【受変電設備（同時に設置する充電設備の出力合計が 50kW 以上の場合に限る)】

区 分	概 要
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	上限額：435 万円

【運営費】

区 分	概 要
助成対象施設	商業施設・宿泊施設等、区市町村公共施設等（目的地充電）
助成対象	運営費（維持管理費及び電力基本料金（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ））
助成額	上限 40 万円（維持管理費）、上限：60 万円（電力基本料金）

【戸建て住宅用普通充電設備】

区 分	概 要
助成対象施設	戸建て（再生可能エネルギー100%電力を契約）
助成対象	設備購入費、設置工事費
助成額	2.5 万円

⑧ 水素ステーション設備等導入促進事業（東京都受託事業）

水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対して整備等にかかる経費を助成する。

(事業期間：平成 26 年度～令和 7 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」)

助成対象		大規模事業者	中小事業者
整備費	定置式（燃料電池バス対応）	国補助含め上限 10 億円	
	定置式（乗用車）	上限 1 億 7,400 万円	上限 2 億 9,000 万円
	障壁設置	上限 3,000 万円	
	併設・転換に伴う損失支援	上限 500 万円	
	土地造成費に対する支援	上限 2 億円	
	次世代キャノピー整備に対する支援	上限 1 億円	
	小型水素ステーションの整備	国補助含め、大企業：4/5、中小企業：10/10	
運営費	土地賃借料	賃借料相当の大企業：4/5（既設分は 1/4） 中小企業：10/10（既設分は 1/4）	
	設備運営費	500 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：2,000 万円）	1,000 万円（燃料電池バス 対応 2 系統：4,000 万円）
	水素ステーションに対し、水素と軽油の価格差を補助	水素と軽油の価格差	

(5) 地球温暖化防止活動普及広報事業 「事業番号(14)」

① 省エネ相談窓口

地球温暖化防止に関する質問・相談に応じるとともに、省エネ対策に関するアドバイスや優良事例の紹介を行う。

また、地球温暖化防止に関する DVD 等の貸出を行う。

② イベント出展による普及広報

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例の紹介、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
省エネセミナー開催	1 回	1 回	1 回
イベント出展等	6 件	6 件	0 件

③ セミナー等への講師派遣

都内の企業・団体・自治体等が開催する地球温暖化防止活動及び省エネ対策に関するセミナー・イベントに専門の講師を依頼者の要望に応じて派遣し、研修会等を支援する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
講師派遣	20 件	20 件	2 件

④ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）

地域における地球温暖化防止活動の基盤形成を目的として、家庭における温室効果ガス排出実態の把握等を行う。


区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
家庭における温室効果ガス排出実態の把握	1 回	1 回	1 回

(6) 水素エネルギー普及啓発事業 「事業番号(15)」

水素情報館「東京スイソミル」において、ゼロエミッション社会の実現に向けて利用が広まっている水素エネルギーの意義、技術、安全性等について、都民・事業者に対し、オンラインツールを積極的に活用して理解促進を図るとともに、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、運営に必要な知識や技術等を提供する。

また、都内空白地への水素ステーション整備による需要喚起効果の実証を目的として、東京都と連携し、移動式水素ステーションによる充填や効果的な PR 等を通じた普及啓発事業を新たに実施する。

区 分	令和 4 年度計画
中小ガソリンスタンド等事業者向け講習会	2 回
小学校向けスイソミル出前授業	3 回
イベント出展等	8 回

施設名	水素情報館 
所在地	江東区潮見一丁目 3 番 2 号 ※ガソリンスタンド併設型水素ステーションに併設



令和 3 年 5 月

GW イベントオンライン館内ツアー



令和 3 年 12 月

トヨタモビリティ東京 AriakeMiraie 出展

4 自然環境の保全等事業（定款第4条第1項第4号）

(1) 自然環境の保全等事業（東京都受託事業） 「事業番号(16)」

貴重な自然環境が残る保全地域の適正な管理、活用を図ることを目的として、保全地域において緑地保全活動を行うボランティア人材の育成業務、ボランティアに関する情報発信や人材登録等を担う情報センター業務、並びに保全地域の維持管理業務を実施する。

① 保全地域体験プログラムの実施

都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティアの掘り起しと人材の定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを提供する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
保全地域体験プログラム	35回	35回	15回

② 森林・緑地保全活動情報センターの運営

森林・緑地保全活動情報センターWebサイト（里山へGO!）の運営を通じて、保全活動希望者とボランティア団体とのマッチングを図り、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供する。



(HP : <https://www.tokyo-satoyama.metro.tokyo.lg.jp/>)

③ 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営

保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、NPO、大学等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
東京グリーンシップ・アクション	30回	30回	4回
東京グリーン・キャンパス・プログラム	7回	10回	4回

④ 保全地域サポーター運營業務<新規>

自然体験活動のリピーター等を対象に保全地域サポーター認定希望者を募集し、講習を行う。

また、東京都が認定した「保全地域サポーター」を対象とした、保全地域におけるボランティア活動機会を提供することにより、保全地域活動団体の支援を行う。

区 分	令和 4 年度計画
保全地域サポーター認定講習	1 回
保全地域サポーター活動	3 回

⑤ 保全地域コーディネート業務<新規>

生物多様性保全に係る専門家からの助言、指導を得ながら、保全地域の価値・魅力の向上を図りつつ生物多様性の拠点として機能させるため、自然環境調査により各保全地域の現状及び特徴を捉え、活動団体など各主体との合意形成を図りながら保全・活用に向けた目標設定、作業選定及び役割分担の整理を行う。

区 分	令和 4 年度計画
コーディネート対象地域	5 地域

⑥ 保全地域活用フィールドの管理等業務

保全地域において、以下の管理業務を実施する。

- 保全地域の支障木・危険木等の伐採及び剪定
- 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
- 保護柵や看板等の補修工事
- 希少動植物の育成状況や盗掘等被害状況の確認
- 保全活動への指導・助言並びに講習会の実施
- チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

⑦ 保全地域林縁部の保全

保全地域の境界沿いに生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、一律に伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度実績	令和 2 年度実績
林縁部の植生管理	11 地域	7 地域	1 地域

⑧ 保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務

ナラ枯れにより枯死した被害木を伐採し保全地域を利用する都民及び周辺住民の安全を確保するとともに、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、適正処理を実施する。

⑨ 保全地域におけるアライグマ捕獲等調査<新規>

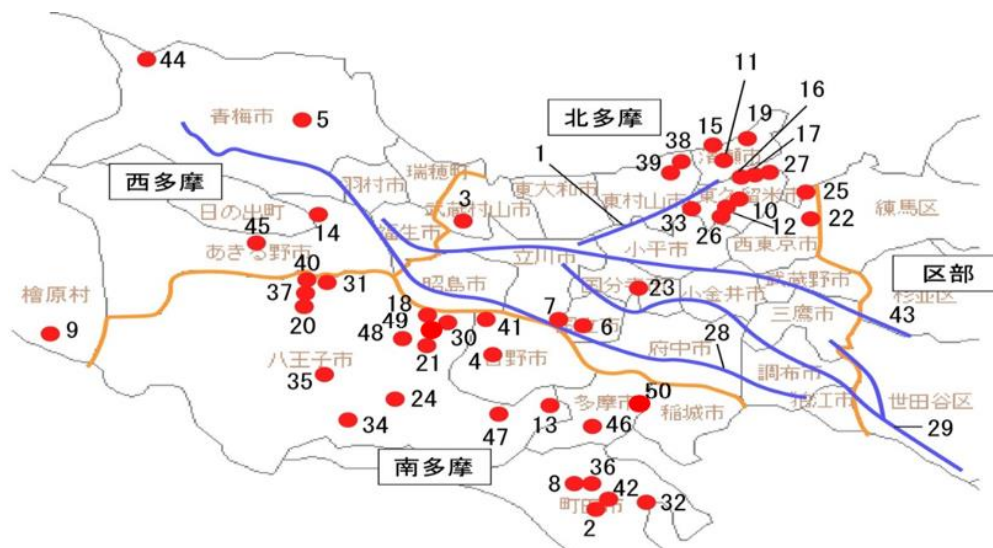
保全地域におけるアライグマによる生態系被害の実態把握を行うとともに、被害の軽減を目的とした捕獲を実施する。

区 分	令和 4 年度計画
捕獲等調査	6 地域

* 参考

令和4年3月現在の保全地域の指定状況

50地域(約760ha)



保全地域名	指定年月日	指定面積等(㎡)	保全地域名	指定年月日	指定面積等(㎡)
1野火止用水(歴)	49.12.13	197,104	26前沢(緑)	H6.3.29	11,885
2七国山(緑)	50.12.26	101,395	27東久留米金山(緑)	H6.3.29	13,216
3海道(緑)	50.12.26	86,730	28立川崖線(緑)	H6.11.15	28,014
4東豊田(緑)	50.12.26	62,811	29国分寺崖線(緑)	H6.11.15	37,195
5勝沼城跡(歴)	50.12.26	120,506	30八王子石川町(緑)	H7.3.9	30,616
6谷保の城山(歴)	50.12.26	15,217	31戸吹(緑)	H7.3.9	106,795
7矢川(緑)	52.3.31	21,072	32町田代官屋敷(緑)	H7.3.9	12,717
8関師小野路(歴)	53.7.4	366,056	33柳窪(緑)	H7.3.9	13,592
9桧原南部(都自)	55.4.30	4,053,000	34八王子館町(緑)	H8.2.29	24,392
10南沢(緑)	60.5.31	25,355	35八王子長房(緑)	H8.2.29	73,919
11清瀬松山(緑)	61.3.31	43,356	36町田関ノ上(緑)	H8.2.29	16,171
12南町(緑)	62.8.10	11,219	37八王子川口(緑)	H8.10.17	20,292
13八王子東中野(緑)	62.8.10	10,710	38東村山大沼田(緑)	H9.3.18	21,752
14瀬戸岡(歴)	63.1.9	15,337	39東村山下堀(緑)	H9.7.10	10,261
15清瀬中里(緑)	元.3.30	24,718	40八王子戸吹北(緑)	H9.12.16	95,432
16小山(緑)	元.3.30	19,737	41日野東光寺(緑)	H9.12.16	14,855
17氷川台(緑)	元.12.15	10,097	42町田民権の森(緑)	H10.10.27	18,968
18宇津木(緑)	H4.2.12	52,403	43玉川上水(歴)	H11.3.19	653,986
19清瀬御殿山(緑)	H4.3.24	15,162	44青梅上成木(森)	H14.12.2	228,433
20宝生寺(緑)	H5.3.5	142,777	45横沢入(里)	H18.1.5	485,675
21八王子大谷(緑)	H5.3.5	31,186	46多摩東寺方(緑)	H19.12.12	14,902
22碧山森(緑)	H5.3.5	12,981	47八王子堀之内(里)	H21.3.26	75,858
23国分寺姿見の池(緑)	H5.11.12	10,553	48八王子曉町(緑)	H23.3.23	23,498
24小比企(緑)	H6.3.29	17,642	49八王子滝山(里)	H25.3.22	38,755
25保谷北町(緑)	H6.3.29	10,580	50連光寺・若葉台(里)	H26.11.14	49,294

(都自)自然環境保全地域
(森)森林環境保全地域

(歴)歴史環境保全地域
(緑)緑地保全地域

(里)里山保全地域

出典：東京都提供資料

5 資源の循環利用に関する事業（定款第4条第1項第5号）

（1）サーキュラーエコノミー推進事業 「事業番号(17)」

① サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業

（東京都受託事業）＜新規＞

サーキュラーエコノミーの実現に向けて、都民・事業者等から資源の循環利用に関する相談をワンストップで受け付けるとともに、先進的な資源の循環利用の取組等、都民・事業者が主体的に実践行動に取り組むための具体的な方策や手段等の情報発信を行う。

また、都内自治体や民間事業者等多様な主体と連携して地域密着型サーキュラー型ビジネスの創出に向けたモデル事業等を実施する。

② プラ製容器包装等・再資源化支援事業（東京都受託事業）

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、プラスチックの持続可能な利用の促進を図ることを目的として、都内区市町村が実施する、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく全てのプラスチック製容器包装の分別収集及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品の分別収集について、その経費の一部を補助する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
スタートアップ支援	10件	10件	3件
レベルアップ支援	10件	10件	4件

③ 3Rアドバイザーによる事業系廃棄物の3R推進（東京都受託事業）

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の3Rの促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を実施する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
3Rアドバイザー業務	80件	40件	9件
アフターフォロー業務	20件	10件	—
3Rの普及促進（講習会）	10件	5件	—

（2）資源循環分野等における国際協力プロモーション事業

（東京都受託事業） 「事業番号(18)」

東京都の資源循環分野等における国際協力・国際プロモーションとして、海外諸都市を対象に東京都の環境政策に関する情報発信、ワークショップ、研修、都内施設見学受け入れなどを実施する。

区 分	実 施 内 容
窓口業務	①海外行政機関等による都内施設見学（オンライン見学を含む。）の施設受入及び都政説明受入に関する調整 ②海外都市の資源循環の状況についての情報収集
研修等業務	①アジア大都市を中心とした「資源リサイクルの促進」等に係るオンライン研修の実施 ②都の指定する都市における 3R 推進及び廃棄物処理改善のためのオンラインミッションの実施

（３）粗大ごみ申告受付事業 「事業番号(19)」

各区市の住民から排出される粗大ごみについて、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類及び区市毎に異なる情報提供を的確に行うとともに、集約された受付データを各自治体指定場所（清掃事務所を含む）に提供する業務を実施する。

令和４年度受託予定自治体：都区 19 区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）

令和４年度計画			令和３年度計画			令和２年度実績		
受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)
6,500,000	359	18,105	6,070,000	359	16,900	6,313,570	359	17,586

※受付件数には Web 受付を含む。

（４）家電リサイクル受付事業 「事業番号(20)」

特別区の住民から排出される家電リサイクル法対象品について、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類に応じて情報提供を的確に行うとともに、集約されたデータを東京二十三区家電リサイクル事業協同組合員事業者（58 社）に提供する業務を実施する。

本事業は、本年 5 月 31 日をもって事業を終了する。

令和４年度計画			令和３年度計画			令和２年度実績		
受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)
18,500	52	355	120,000	308	389	113,491	308	368

※家電リサイクル法対象品

- 家庭用エアコン
- テレビ
 - ・ブラウン管式
 - ・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く）
 - ・プラズマ式
- 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
- 電気洗濯機・衣類乾燥機

(5) 中防内側諸事業 「事業番号(21)」

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

区 分	事 業 概 要
1 廃棄物の受入等業務	① 廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ② 運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
2 中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業	① 中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ② 中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業 ③ 粗大ごみ破砕処理汚水槽清掃作業 ④ 灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
3 粗大ごみ等破砕ごみの積込等業務	① 破砕ごみ積込運搬・管理誘導業務 ② 破砕ごみ整理等業務 ③ 破砕ごみ内の金属（鉄・非鉄）選別業務
4 粗大ごみ等一時保管に係る運搬管理業務	① 中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務 ② 粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間の粗大ごみ等の搬送業務

(6) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 「事業番号(22)」

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

区 分	令和4年度計画			令和3年度計画			令和2年度実績		
	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼動) (日)	日量 (t)
中防不燃ごみ処理センター	34,223	311	110	36,084	311	116	31,715	311	102
京浜島不燃ごみ処理センター	20,796	310	67	21,037	310	68	17,322	310	56

(7) 管路収集輸送施設運転管理等事業 「事業番号(23)」

臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物管理者等から受託し、実施する。

区 分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
1 管路収集輸送施設の運転管理業務（作業日数）	365日	365日	365日
2 管路輸送施設利用者設備保守点検業務（ごみ貯留ドラム数）	68基	67基	67基

6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業（定款第4条第1項第6号）

（1）廃棄物処理施設等技術支援事業 「事業番号(24)」

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施する。

区 分	委託元	令和4年度 計画	令和3年度 計画	令和2年度 実績
ごみ処理施設建設及び維持管理に 関する技術支援業務	多摩地区市町村等	7件	6件	5件
	島しょ町村等	8件	10件	9件
	その他	4件	5件	3件

（2）産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 「事業番号(25)」

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、東京都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。

また、電子マニフェストの普及を通じて、デジタルトランスフォーメーションの推進及び排出事業者責任の徹底を図るため、東京都、（一社）東京都産業資源循環協会及び公社の3者で締結した電子マニフェストの普及の促進を図る協定に基づき、普及促進アドバイザー育成講習会開催等を実施する。

区 分	名 称	申請区分	令和4年度計画	令和3年度計画	令和2年度実績
第1種 評価基準	産廃 エキスパート	新規	3件	2件	2件
		更新	32件	45件	117件
第2種 評価基準	産廃プロフェ ッショナル	新規	3件	3件	1件
		更新	21件	28件	30件
合 計			59件	78件	150件

（3）PCB 廃棄物処理支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(26)」

① 微量 PCB 廃棄物処理支援事業

有害物質である微量 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量 PCB を含む廃絶縁油等の処分や微量 PCB を含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和3年度～令和7年度「助成金の交付は令和8年度まで」）

（5年間で基金5億円）

区 分	助成概要（中小企業者等・個人）
微量 PCB 廃絶縁油等の処分	助成対象経費の 1/2
微量 PCB の濃度分析	助成対象経費の 1/2

- ② 高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業
 (事業期間：平成 29 年度～令和 3 年度「助成金の交付は令和 4 年度まで」)
 (5 年間で基金 2 億 8,200 万円)
- 令和 3 年度をもって申請受付終了。
 - 令和 4 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

- ③ PCB 含有安定器調査支援事業
 (事業期間：平成 31 年度～令和 3 年度「助成金の交付は令和 4 年度まで」)
 (3 年間で基金 6,667 万円)
- 令和 3 年度をもって申請受付終了。
 - 令和 4 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

(4) 医療廃棄物適正処理推進事業 「事業番号(27)」

- ① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業
 公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
参加医療機関	1,150 件	1,150 件	1,103 件

- ② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業
 都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
参加病院	70 件	70 件	61 件

(5) 中防外側諸事業（東京都受託事業） 「事業番号(28)」

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

事業項目	実施内容
1 一般廃棄物の受入業務	① 焼却残灰等の搬入者確認 ② 搬入車両の誘導及び指導
2 産業廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④ 廃棄物搬入車両の誘導
3 都市施設廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等
4 廃石綿受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 廃棄物搬入車両の誘導
5 廃棄物埋立作業	① 廃棄物の敷き均し転圧作業 ② 処分場内の中間覆土作業 ③ 処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④ 埋立作業現場の散水作業
6 産業廃棄物の分析業務	① 産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい）の分析
7 防火及び埋立処分場内警備等業務	① 埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ② 開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ③ 災害等発生時の初期対応、緊急連絡
8 飛散ごみ対策等環境保全作業	① 処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ② 洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の污水収集・清掃作業 ③ 残灰等のごみ飛散防止の散水作業
9 散水作業	① 処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ② 廃棄物空け場等の巡回による散水作業
10 最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業	① 処分場内における覆土材の運搬作業等 ② 処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③ 覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業

(6) 浄化槽法定検査事業 「事業番号(29)」

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を実施するとともに、必要に応じて、管理者に対して、改善策等の助言を行う。

区分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
浄化槽法第 7 条検査	130 件	130 件	134 件
浄化槽法第 11 条検査	4,800 件	4,200 件	4,838 件

(7) 河川環境保全事業（東京都受託事業） 「事業番号(30)」

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等 30 河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施する。

事業概要	区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
1 都の指示する河川の水面に浮遊するごみ等を除去清掃	作業日数	309 日	309 日	309 日
	特別作業	—	14 日	—
	対象河川	30 本	30 本	30 本
	作業距離	109km	109km	109km
2 河川水面清掃作業に必要な船舶等及び分室の保守管理	管理船舶等	22 艘	22 艘	22 艘
	機材	ショベルローダー1 台	ショベルローダー 1 台	ショベルローダー 1 台
	施設	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟	厩橋分室 1 棟 潮見分室 1 棟

(8) 清掃工場計器保全事業 「事業番号(31)」

特別区等の清掃工場に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

また、令和 4 年度より新たに東京エコサービス株式会社が所管する 1 施設を追加受託し、実施する。

事業概要	区 分	令和 4 年度計画	令和 3 年度計画	令和 2 年度実績
排ガス分析計等保守点検	作業日数	308 日	308 日	308 日
	工場・施設数	25 件	24 件	24 件
	点検基数	9,099 基	8,008 基	7,504 基

(9) 施設搬入不適合物調査事業 「事業番号(32)」

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適合物の検査業務を実施する。

区 分		令和 4 年度計画 (作業日数)	令和 3 年度計画 (作業日数)	令和 2 年度実績 (作業日数)	
合 計		314 日	314 日	260 日	
内 訳	平 日	昼 間	176 日	176 日	142 日
		昼間半日	20 日	20 日	—
		早 朝	74 日	74 日	74 日
		夜 間	12 日	12 日	12 日
	日・祝 日	昼 間	18 日	18 日	20 日
		昼間半日	2 日	2 日	—
		早 朝	12 日	12 日	12 日

7 公益目的事業の推進に資する事業（定款第4条第3項）

（1）社有地の利活用事業 「事業番号(33)」

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者の JXTG エネルギー株式会社との事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

（定期借地権の存続期間：平成 27 年 9 月 1 日から 20 年間）

区 分	面積
賃貸借部分面積	2,428.52m ²
江東区潮見事業用地（住所：江東区潮見一丁目3番2号）	3,388.11m ²

Ⅲ 予算概要

1 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業名	収益	費用	他会計 振替額	増減
公益目的事業	8,687,286	8,813,412	10,969	▲ 115,157
公益目的事業1	3,504,522	3,505,211	0	▲ 689
1 環境調査研究事業	916,732	937,061	0	▲ 20,329
2 広報普及等事業①	25,739	104,066	0	▲ 78,327
3 地球温暖化防止活動事業	2,296,272	2,175,201	0	121,071
4 自然環境の保全等事業	265,779	288,883	0	▲ 23,104
公益目的事業2	5,182,764	5,308,201	10,969	▲ 114,468
5 資源の循環利用に関する事業	2,675,695	2,764,270	10,969	▲ 77,606
6 廃棄物の適正処理及び 処理技術の支援事業	2,409,513	2,412,308	0	▲ 2,795
2 広報普及等事業②	97,556	131,623	0	▲ 34,067
収益事業	33,901	11,920	▲ 10,969	11,012
7 公益目的事業の推進に資する事業	33,901	11,920	▲ 10,969	11,012
法人会計	1,608	31,984	0	▲ 30,376
法人会計(管理運営)	1,608	31,984	0	▲ 30,376
総合計	8,722,795	8,857,316	0	▲ 134,521

2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

項目		金額	
一般正味財産 増減の部	公益目的 事業会計	経常収益	8,687,286
		経常費用	8,813,412
		当期経常増減額	▲ 126,126
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	10,969
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 115,157
	収益事業 会計	経常収益	33,901
		経常費用	11,920
		当期経常増減額	21,981
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	▲ 10,969
		税引前当期一般正味財産増減額	11,012
	法人会計	経常収益	1,608
		経常費用	31,984
		当期経常増減額	▲ 30,376
		他会計振替額	0
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 30,376
	合計	経常収益	8,722,795
		経常費用	8,857,316
		当期経常増減額	▲ 134,521
当期経常外増減額		0	
税引前当期一般正味財産増減額		▲ 134,521	
		法人税等	320
		当期一般正味財産増減額	▲ 134,841
		一般正味財産期首残高	4,783,838
		一般正味財産期末残高	4,648,997
指定正味財産増減の部	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		356,236
	指定正味財産期末残高		356,236
正味財産期末残高		5,005,233	

IV 会社の機関

1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- (1) 理事長 — 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 常務理事 — 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理事 — 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

3 監事

会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

4 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

5 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

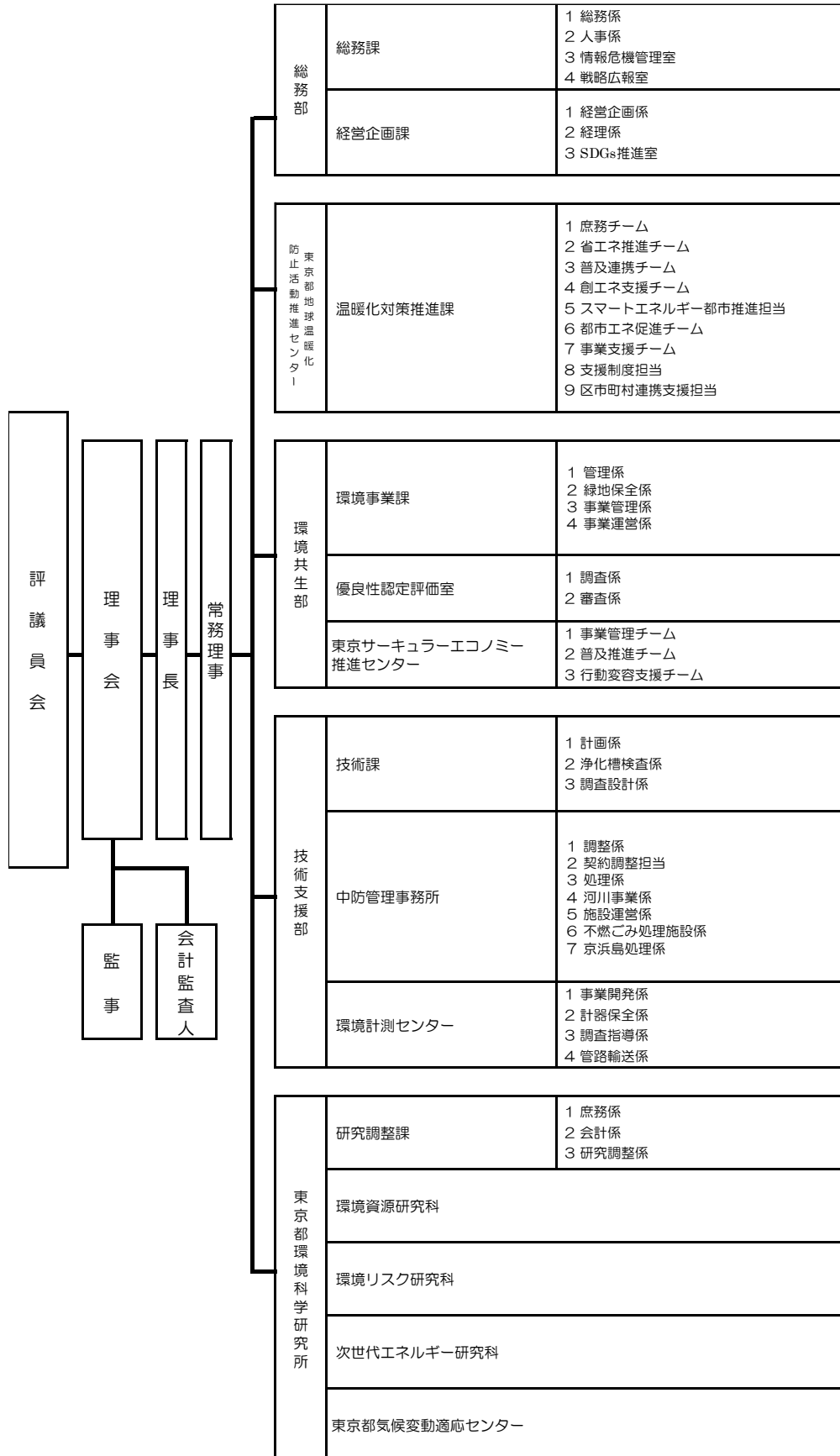
回数	付議事項	開催時期
第1回	令和3年度 事業報告・収支決算について	令和4年6月開催予定
第2回	令和5年度 事業計画・収支予算について	令和5年3月開催予定

【評議員会】

回数	付議事項	開催時期
第1回	令和3年度 収支決算について	令和4年6月開催予定

V 会社の組織

1 組織図



2 職員数

《 部 ・ 課 》	《 職 員 数 》			計
	常勤職員	(うち管理職)	非常勤職員	
総務部	30	(3)	4	34
総務課	16	(2)	2	18
経営企画課	14	(1)	2	16
東京都地球温暖化防止活動推進センター	81	(3)	14	95
環境共生部	37	(5)	17	54
環境事業課	23	(3)	12	35
優良性認定評価室	3	(1)	1	4
東京サーキュラーエコノミー推進センター	11	(1)	4	15
技術支援部	176	(5)	17	193
技術課	16	(2)	4	20
中防管理事務所	127	(2)	13	140
環境計測センター	33	(1)	0	33
東京都環境科学研究所	46	(7)	11	57
研究調整課	10	(2)	4	14
環境資源研究科	21	(2)	4	25
環境リスク研究科	8	(1)	2	10
次世代エネルギー研究科	4	(1)	1	5
東京都気候変動適応センター	3	(1)	0	3
職員数計	370	(23)	63	433

注) 職員数は、令和4年4月1日の予定人員である。

公社の事業所等

(令和4年4月1日現在)

施設名	施設区分	所在地	敷地面積・施設規模等	備考
本社	民間賃貸ビル 借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トライック錦糸町ビル 5・8階	床面積 1,741.62 m ²	平成22年8月開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	敷地面積 7,281.91 m ²	平成19年4月移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸ビル 借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10・14階	床面積 1,170.47 m ²	平成20年4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	江東区潮見1-3-2	2,428.52 m ²	平成27年9月開始
水素情報館 東京スイソミル	公社施設		959.59 m ²	平成28年7月 開館
多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	床面積 約57.93 m ²	平成27年4月 事業開始
第二多摩分室 (自然環境保全)	民間賃貸ビル 借上げ	東京都立川市錦町2-4-2 CB 立川ビル6階	床面積 218.18 m ²	令和4年4月開設
神田情報センター (粗大ごみ等受付)	民間賃貸ビル 借上げ	千代田区鍛冶町2-2-2 神田パークプラザ4階	床面積 538.60 m ²	平成8年10月開設
東京都廃棄物埋立処分場	都施設	江東区青海三丁目地先	中央防波堤外側埋 立処分場 約3,140,000 m ² 新海面処分場 約4,800,000 m ²	昭和53年4月 事業開始
中防不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	江東区海の森2-4-79	床面積 34,575 m ² 処理能力 48t/h×2系列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	大田区京浜島3-7-1	床面積 41,679 m ² 処理能力 8t/h×4系列	平成8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設(※)	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	床面積 55.00 m ² 総管長 約16km	平成7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	床面積 253.4 m ²	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	床面積 383.6 m ²	昭和61年4月 事業開始

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設

